

<企 画 課>

1 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく9年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いしたい。

また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いしたい。

さらに、身体障害者福祉法に基づく更生医療を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

2 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、消費者物価指数は低下してきているが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価指数下落分(△1.7%)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価指数下落分のみ額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」(平成17年法律第9号)の規定に基づき、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(△1.7%)を解消することとされている。

すなわち、平成18年度については、以下のとおり、平成17年の消費者物価指数の下落分(△0.3%)のみ額の改定を行うこととしている。

| | (現 行) | (平成18年4月～) |
|--------------|---------|------------|
| 特別児童扶養手当(1級) | 50,900円 | → 50,750円 |
| (2級) | 33,900円 | → 33,800円 |
| 特別障害者手当 | 26,520円 | → 26,440円 |
| 障害児福祉手当 | 14,430円 | → 14,380円 |
| 福祉手当(経過措置分) | 14,430円 | → 14,380円 |
| (参 考) | | |
| 障害基礎年金1級(月額) | 82,758円 | → 82,508円 |
| 障害基礎年金2級(月額) | 66,208円 | → 66,008円 |

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

| | | | |
|-------------------|---------|---|------|
| 特別児童扶養手当(4人世帯・年収) | 770.7万円 | → | 据え置き |
| その他の他(2人世帯・年収) | 565.6万円 | → | 据え置き |
| 扶養義務者等(6人世帯・年収) | 954.2万円 | → | 据え置き |

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成17年度事業実績報告及び平成18年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

| | 16年度 | 17年度 |
|-------------------------|--------|----------|
| ・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分) | 2,326円 | → 2,320円 |
| ・ 政令第2条に規定する額(市町村分) | 1,458円 | → 据え置き |

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 有期認定の際の額改定事務において、

①増額改定の場合、受給者が増額の申請を行っていないにもかかわらず、職権

にて事務処理している事例

②減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例
- ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

| | 扶養親族等の数 | 本人 | | 配偶者及び扶養義務者 | |
|-------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | | 収入額 | 所得額 | 収入額 | 所得額 |
| 平成18年 | 0 | 6,420,000 | 4,596,000 | 8,319,000 | 6,287,000 |
| | 1 | 6,862,000 | 4,976,000 | 8,596,000 | 6,536,000 |
| | 2 | 7,284,000 | 5,356,000 | 8,832,000 | 6,749,000 |
| | 3 | 7,707,000 | 5,736,000 | 9,069,000 | 6,962,000 |
| | 4 | 8,129,000 | 6,116,000 | 9,306,000 | 7,175,000 |
| | 5 | 8,551,000 | 6,496,000 | 9,542,000 | 7,388,000 |
| 平成17年 | 0 | 6,420,000 | 4,596,000 | 8,319,000 | 6,287,000 |
| | 1 | 6,862,000 | 4,976,000 | 8,596,000 | 6,536,000 |
| | 2 | 7,284,000 | 5,356,000 | 8,832,000 | 6,749,000 |
| | 3 | 7,707,000 | 5,736,000 | 9,069,000 | 6,962,000 |
| | 4 | 8,129,000 | 6,116,000 | 9,306,000 | 7,175,000 |
| | 5 | 8,551,000 | 6,496,000 | 9,542,000 | 7,388,000 |

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

| | 扶養親族等の数 | 本人 | | 配偶者及び扶養義務者 | |
|-------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | | 収入額 | 所得額 | 収入額 | 所得額 |
| 平成18年 | 0 | 5,180,000 | 3,604,000 | 8,319,000 | 6,287,000 |
| | 1 | 5,656,000 | 3,984,000 | 8,596,000 | 6,536,000 |
| | 2 | 6,132,000 | 4,364,000 | 8,832,000 | 6,749,000 |
| | 3 | 6,604,000 | 4,744,000 | 9,069,000 | 6,962,000 |
| | 4 | 7,027,000 | 5,124,000 | 9,306,000 | 7,175,000 |
| | 5 | 7,449,000 | 5,504,000 | 9,542,000 | 7,388,000 |
| 平成17年 | 0 | 5,180,000 | 3,604,000 | 8,319,000 | 6,287,000 |
| | 1 | 5,656,000 | 3,984,000 | 8,596,000 | 6,536,000 |
| | 2 | 6,132,000 | 4,364,000 | 8,832,000 | 6,749,000 |
| | 3 | 6,604,000 | 4,744,000 | 9,069,000 | 6,962,000 |
| | 4 | 7,027,000 | 5,124,000 | 9,306,000 | 7,175,000 |
| | 5 | 7,449,000 | 5,504,000 | 9,542,000 | 7,388,000 |

3 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について

平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化されることに伴い、特別児童扶養手当及び児童扶養手当（旧法分）の支払事務については、厚生労働省で行うことになったため、障害保健福祉部と雇用均等・児童家庭局において共同で支払システムの開発を行うこととしている。

各都道府県においても、現在、各貯金事務センター等に送付している支払データフォーマットの改正が必要となるので、全国の16万人余の受給者への支払事務が安全かつ確実で、滞りなく行えるよう、予算措置や連携テスト等へのご協力方をお願いしたい。

なお、改正の概要等については、以下のとおりである。

1 改正の概要

- (1) 支払事務の実施主体が、日本郵政公社から厚生労働省本省に変更になること。
- (2) 現行の郵便局（平成19年10月1日以降は郵便貯金銀行）における振替預入（同口座振込）及び窓口払いに加え、他の銀行等の金融機関への口座振込も選択可能となること。
- (3) 施行日は、平成19年10月1日であること。

2 改正に伴う事務処理の見直し（案）

- (1) 現在、各貯金事務センター等に交付している支払データを当省へ提出していただくこと。（当省指定フォーマット（CSV形式）、媒体はFDを想定）
なお、事務フローの変更により、支払データの提出期限は現行よりも早期に設定させていただく予定であること。
- (2) 支払データについては、財務省会計センター、日本銀行、日本郵政公社等

と協議中であり、詳細については今後変動することも予想されるが、現時点において、

- ① 振込口座の氏名、住所、金融機関名、支店等名
- ② 振込金額
- ③ 証書番号
- ④ 窓口払いの者の支払情報

などの支払データ（媒体はFDを想定）をいただく必要があると想定されること。

当省における支払事務は、全て官庁会計システム（ADAMS）により行われるため、支払データフォーマットはその仕様に合ったものであること。

（3）窓口払いの見直し

従来の証書払い方式から、国庫金送金通知書による支払方式に改めること。ただし、証書については、様式改正は行う予定であるが、受給者に証書を交付する方式は継続する予定であること。

なお、窓口払いが出来るのは、郵便貯金銀行のみであること。

3 システム開発及びテストのスケジュール（案）（別紙参照）

（1）システム開発

当省において、平成18年度予算案の中の支払システム開発経費に基づき、来年度早々に入札、契約等を経てシステム開発を行う予定であること。（なお、本経費は平成18～19年度の2か年度事業の国庫債務負担行為として予算計上されていること。）

（2）テスト

システム開発を受けて、各都道府県、当省、財務省会計センター、日本銀行との間で行う連携テストについては、平成18年11月頃～平成19年6月頃にかけて、テスト用データに基づく「システムテスト」と本番を想定した「運用テスト」を数回にわたって実施することを想定していること。

4 その他

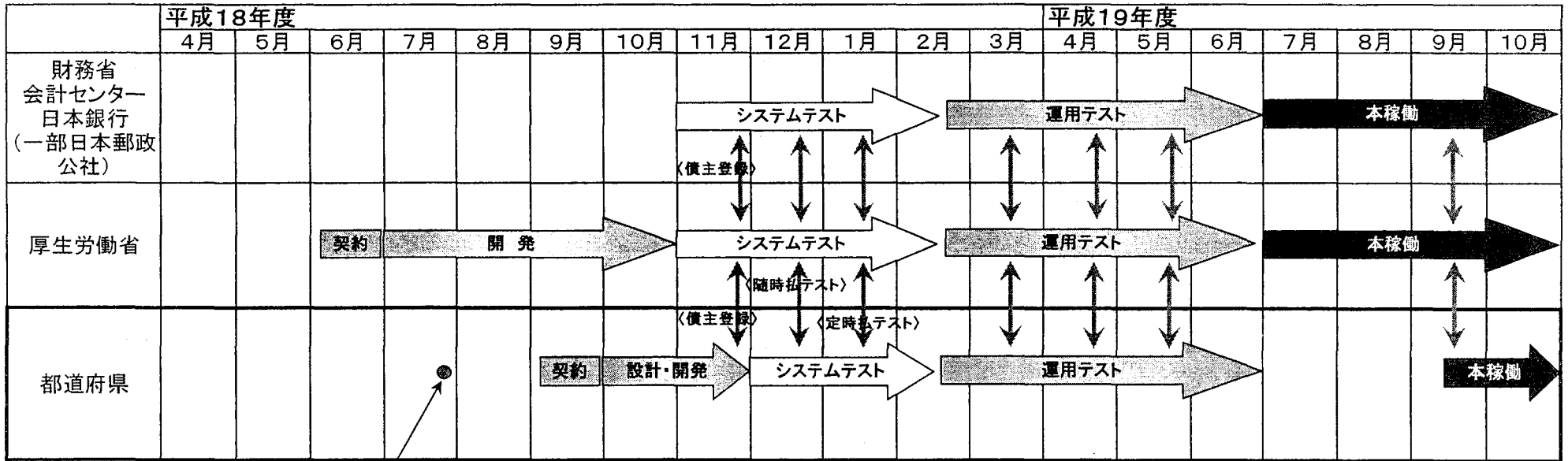
- (1) 詳細な仕様及びスケジュールについては、来年度のシステム開発の契約後に示す予定であること。(平成18年6月ないし7月頃を予定)

- (2) 来年度には、連携テスト等についての事務説明会を当省において行う予定であること。

- (3) 各都道府県においても、現在、各貯金事務センター等に送付している支払データフォーマット(CSV形式を想定)の改正が必要となるため、予算措置についてご尽力いただきたいこと。

(別紙)

○システム開発及びテストのスケジュール(案)



☆仕様(指定フォーマット等)の提示

※システムテストでは、各都道府県からテスト用データを受け取り、財務省会計センターとのデータ連携テストを行います。

※運用テストでは本番を想定し以下のような一連の流れでテストを行います。

(関係機関：都道府県、厚生労働省、財務省会計センター、日本銀行、日本郵政公社)

・支払データ提出 → 支払処理 → 支払不能データの訂正・再振込・取消 → 結果リストの送付
(省→都道府県)

4 心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）が、その後見直しを行っていないところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、第3次改正以降も厳しい状況にあり、また、平成17年度が5年に一度の制度の見直しの年にあたることから、厚生労働省内においてその必要性も含めて事務的に検討を進めてきたところであるが、本年度中に結論を得るには至っていない状況である。

そのため、平成18年度においては、関係省庁・団体等との調整を行いながら、引き続き制度のあり方について検討して結論を得たいと考えているところである。

なお、制度を見直すに当たっては、条例等の改正が必要となることが予想されるため、施行に当たっては、十分な準備期間を用意して行いたいと考えている。また、各地方自治体に対しては、制度見直しの検討状況の情報を適宜提示してまいりたい。

(参考1) 加入者数・年金受給者数の推移

| 年度 | 加入者数 (年度末) | | 年金受給者数 (年度末) | |
|----|---------------|--------|-----------------|--------|
| | 延数 | 実人員 | 延数 | 実人員 |
| 44 | - | 733 | - | - |
| 45 | - | 46,530 | - | 139 |
| 46 | - | 63,320 | - | 477 |
| 47 | - | 65,149 | - | 872 |
| 48 | - | 67,088 | - | 1,382 |
| 49 | - | 69,838 | - | 1,912 |
| 50 | - | 72,183 | - | 2,458 |
| 51 | - | 74,357 | - | 3,038 |
| 52 | - | 76,732 | - | 3,644 |
| 53 | - | 78,662 | - | 4,261 |
| 54 | 87,364 | 82,530 | 4,975 | 4,975 |
| 55 | 97,467 | 86,444 | 5,744 | 5,725 |
| 56 | 102,051 | 88,537 | 6,583 | 6,527 |
| 57 | 105,609 | 90,078 | 7,540 | 7,430 |
| 58 | 108,653 | 91,262 | 8,538 | 8,348 |
| 59 | 111,201 | 92,157 | 9,645 | 9,372 |
| 60 | 113,148 | 92,662 | 10,689 | 10,332 |
| 61 | 113,007 | 91,581 | 11,958 | 11,487 |
| 62 | 113,980 | 91,421 | 13,112 | 12,534 |
| 63 | 116,126 | 91,885 | 14,416 | 13,726 |
| 1 | 118,378 | 92,390 | 15,782 | 14,954 |
| 2 | 120,516 | 92,845 | 17,198 | 16,217 |
| 3 | 122,802 | 93,323 | 18,690 | 17,547 |
| 4 | 124,610 | 93,544 | 20,291 | 18,941 |
| 5 | 126,306 | 93,657 | 21,988 | 20,405 |
| 6 | 127,862 | 93,643 | 23,736 | 21,924 |
| 7 | 122,841 | 89,981 | 25,496 | 23,431 |
| 8 | 118,540 | 86,770 | 27,084 | 24,773 |
| 9 | 113,843 | 83,315 | 28,586 | 26,046 |
| 10 | 109,281 | 79,946 | 30,200 | 27,366 |
| 11 | 106,100 | 77,429 | 31,846 | 28,721 |
| 12 | 103,893 | 75,576 | 33,319 | 29,927 |
| 13 | 101,947 | 73,858 | 34,820 | 31,125 |
| 14 | 100,011 | 72,158 | 36,339 | 32,365 |
| 15 | 98,576 | 70,796 | 37,854 | 33,565 |
| 16 | 96,809 | 69,095 | 39,659 | 35,010 |

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

- ・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成16年度末現在)

(単位:百万円)

| | 予定利率 4.5% (現 行) | 予定利率 3.75% | 予定利率 3.0% | 予定利率 2.0% |
|----------------|--------------------|------------|-----------|-----------|
| ① 年金の現価相当額 | 125,141 | 135,561 | 147,645 | 167,004 |
| ② 公費負担現価 | 38,524 | 40,080 | 41,731 | 44,095 |
| ③ 責任準備金の額(①-②) | 86,617 | 95,481 | 105,914 | 122,910 |
| ④ 年金資産額 | 47,338 | 47,338 | 47,338 | 47,338 |
| ⑤ 不足額(③-④) | 39,279 | 48,143 | 58,576 | 75,572 |

(参 考)

(平成15年度末現在)

(単位:百万円)

| | 予定利率 4.5% (現 行) | 予定利率 3.75% | 予定利率 3.0% | 予定利率 2.0% |
|----------------|--------------------|------------|-----------|-----------|
| ① 年金の現価相当額 | 121,084 | 131,309 | 143,188 | 162,263 |
| ② 公費負担現価 | 41,267 | 43,065 | 44,982 | 47,740 |
| ③ 責任準備金の額(①-②) | 79,817 | 88,244 | 98,206 | 114,523 |
| ④ 年金資産額 | 42,884 | 42,884 | 42,884 | 42,884 |
| ⑤ 不足額(③-④) | 36,933 | 45,360 | 55,322 | 71,639 |

(参考3)

新法人名 独立行政法人福祉医療機構

主務府省名 厚生労働省

| 中期目標 | 中期計画 |
|--|---|
| <p data-bbox="398 384 846 416">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p data-bbox="152 485 517 517">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="152 520 1093 724">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p data-bbox="152 727 1093 788">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p data-bbox="152 791 1093 852">なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。</p> <p data-bbox="163 895 629 927">(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="163 930 1093 991">扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> <p data-bbox="163 1137 600 1169">(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="163 1173 1093 1272">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p> | <p data-bbox="1361 384 1809 416">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p data-bbox="1104 485 1469 517">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="1104 520 2067 724">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p data-bbox="1104 727 2067 788">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p> <p data-bbox="1115 895 1977 927">(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1115 930 2067 1106">扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> <p data-bbox="1115 1137 1944 1169">(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1115 1173 2067 1281">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2ヶ所）を開催する。</p> |

5 特別障害給付金制度の周知について

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）が平成17年4月1日に施行され、制度の周知については、障害保健福祉部企画課長通知（平成17年6月13日付け障企発第0613001号（別添参照））等により依頼しているところである。

各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いするとともに、特別障害給付金制度の更なるきめ細やかな周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についても特段のご協力をお願いしたい。

(別 添)

障企発第 0613001 号

平成 17 年 6 月 13 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成 17 年 4 月 1 日より特別障害給付金制度が施行されました。

当制度は、市区町村が申請窓口となり、国（社会保険庁）が対象者の認定及び給付金の支給を行うものですが、給付金の支給は請求日が属する月の翌月分からであることから、対象者からの早期の請求手続きを促す必要があります。

これまでも、昨年 12 月に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）」が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知を行ってきたところです。

先般、平成 17 年 4 月 25 日付けの事務連絡にて、都道府県及び市区町村のご協力を得て、特別障害給付金制度の施行状況を調査させていただいたところ、障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知は、まだ十分に行われていない状況にあり、また、市区町村における窓口の設定や職員への周知についても完全には実施されていません。

つきましては、下記の事項について特にご留意のうえ、別添の周知用案文をご活

用いただき、障害者の方々に対する各種お知らせの配布や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくとともに、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員等、日頃障害者と接する機会が多いの方々を通じた周知を図っていただくようお願いいたします。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

記

1. 対象者

(1) 国民年金制度に任意加入対象とされていた

- ①昭和61年3月以前の被用者年金制度に加入していた方の配偶者等
- ②平成3年3月以前の学生

であって、任意加入されていなかった期間中に初診日がある傷病により、現在、障害の状態となっており、かつ障害年金を受給していない方について、当制度の対象者に該当しないかどうか確認していただきたいこと。

(2) なお、特別障害給付金制度の対象となるには、現在、障害基礎年金の1級又は2級に相当する障害状態であることが条件となるが、各種障害者手帳の等級とは異なること。

2. 請求手続

(1) 給付金は請求日が属する月の翌月分から支給されることから、早期に市区町村窓口へ請求を行っていただきたいこと。

(2) 診断書等の添付書類が整わない場合でも請求書の受付を行っており、必要な添付書類は後日提出していただいていること。

(3) 初診日を証明する書類について、医療機関の証明が得られない場合等は、複数の第三者の証明により事実確認を行う取扱いとしていること。

特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

(1) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に参加（又は受給等）をされていた方の配偶者

(2) 平成3年3月以前の学生

であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

2. ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年4月1日から住所地の市区役所・町村役場で受付を開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行っています。まずはなるべく早く受付を行ってください。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなります。）

3. 支給額（平成17年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額4万円

※障害者手帳の等級とは異なります。

- ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）
- 経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の受給資格はなくなります。

6 身体障害児・者等実態調査の実施について

身体障害児・者等の障害の種類・程度・原因等の状況、日常生活の状況、就業の状況、福祉用具の所持状況、障害別ニーズの状況等の把握を行い、身体障害児・者等に係る福祉・雇用施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的として、次の調査を実施することとしている。

- ① 身体障害児・者実態調査
- ② 身体障害者・知的障害者・精神障害者の就業実態調査

本調査は、これまで、おおむね5年ごとに実施（前回調査は、平成13年に実施）していることから、平成18年に調査を実施することとしている。また、精神障害者の就業実態調査については、障害者雇用促進法の改正で法定雇用率の算定に精神障害者が含まれることとされたことを踏まえ、実態を調査するため今回新たに実施することとしている。

調査の詳細については、現在、検討しているところであるが、調査の時期は、平成18年6月1日現在とし、調査の客体は、平成12年国勢調査により設定された調査区から100分の1の割合で無作為抽出された地区内の障害児・者とするを予定している。

調査は、都道府県、指定都市及び中核市が、市町村の協力を得て調査員を選定して実施することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。なお、調査を実施するに当たり必要な経費については、委託費として交付することとしている。

おって、詳細が決まり次第、実施方法について説明したいと考えているので、調査の円滑な実施について、御協力を御願います。

7 高次脳機能障害支援普及事業について

高次脳機能障害者に対する診断基準、訓練プログラム及び支援プログラムの作成とそれらを活用したサービスの試行的提供を行うとともに、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的として、平成13年度より高次脳機能障害支援モデル事業を実施しているところである。

障害者自立支援法においては、専門的な相談支援事業を都道府県の地域生活支援事業の中に位置づけたところであるが、引き続き高次脳機能障害者のための支援体制づくりのために本事業の活用を図られたい。

本事業については、従来、一部の都道府県等によるモデル事業という位置付けであったが、平成18年度予算案においては、都道府県の地域生活支援事業（平成18年4月～9月までの間は障害者地域生活推進事業）として位置づけて実施することとしており、全都道府県による恒常的事業へと位置付けが変わることとなる。各都道府県におかれては、なお一層積極的な取り組みをお願いしたい。